

# スクラム

2025年3月号  
第239号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum\_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

## 西日本春闘討論集会を徳島市で開催



2月15日から16日にかけて、徳島市のJA会館で西日本春闘討論集会が開催された。全労協関口広行事務局長が基調報告し、最低賃金の全国一律1500円への引き上げや労働法制の規制強化の必要性を強調し、雇用や賃金についてストライキを背景に勝ち取ってゆく方針を確認した。講演として全港湾四国地本徳島支部の元木啓次執行委員長が、政府が防衛力強化の一環として有事を念頭に整備を進める「特定重要拠点空港・港湾」に対し、「職場である港湾で軍事物質の積み込みを強要されると戦争に加担したことになる」として批判した。そして、反対運動を展開してゆくことを訴えた。この提案は、日本が戦争のできる国として着々と準備を進める中で、いつの間にか戦争実行体制に組み込まれていることの危険性を鋭く突

いたものであった。われわれ自身も、もっと危機意識を持って戦争体制の進展に目を開かねばならないと思わされた内容であった。

特別報告として関西生コン支部の松村憲一副委員長が大阪より参加され、「関西生コン労組に対する刑事弾圧に対する闘い」として、近畿各地で闘われている裁判闘争と実力闘争が報告された。関生支部への弾圧は、単に関生支部にかけられた弾圧ではなく、日本の労働組合、労働運動にかけられた弾圧としてとらえ、全国的な反撃を組織することが求められている。

1 日目は、2つの分科会が行われた。分科会1「外国人労働者問題（特に技能実習生問題）」では、ユニオン北九州の末永弘美委員長が福岡県での取組、福山ユニオンたんぼぼの武藤貢委員長が広島県での取組、全港湾四国地本徳島支部ユニオン分会の長尾伸夫委員長が徳島県における取組を報告した。分科会2「非正規労働者問題」では、郵政産業労働者ユニオンの家門和宏さんが「郵政20条裁判の取り組みと今後の課題」、大阪教育合同労働組合の酒井さとえさんが「公務現場の非正規労働者の現状と問題点」を報告し、郵政の各地の最低賃金+20円の時給で暮らす郵政労働者の生活実態などが議論された。集会終了後、会場から移動して「最低賃金1500円を全国一律で実現しよう」と徳島駅前で行った。

2 日目は、全体で第3分科会が行われ、港湾ユニオンセンター運営委員の河村洋二さんが「徳島における最低賃金闘争」で、JAL 闘争とつなげた最賃闘争を報告した。自治労、連合、全労連を含め運動を展開・各自治体を巻き込んだ運動の結果、全国最大の84円アップ（徳島ショック）を勝ち取ることとなった。徳島県知事が最低賃金審議会に意見を述べたから最賃が上がったのではなく、その裏側には地道な運動があったことが報告された。その後、各組合からの闘いの報告がなされ、関口広行事務局長のまとめで集会を終えた。



基調報告する関口事務局長



講演する全港湾元木執行委員長

## 関西生コン支部勝利！！ 京都事件、公訴事実4件すべてで無罪判決！

2月26日、京都地裁第2刑事部川上宏裁判長は、「主文 被告人兩名はいずれも無罪」とする判決を下した。このニュースは、瞬く間に全国に広がった。関西生コン支部にかけられた攻撃は、単に関西生コン支部をつぶすための弾圧にとどまらず、日本の労働運動、労働組合にかけられた弾圧であった。この弾圧を跳ね返した関西生コン支部の闘いに心から敬意を表する。

全日建中央本部、近畿地本、関西地区生コン支部から出された「京都事件・無罪判決についての声明」を引用させてもらいながら、今回の勝利の意義を確認したい。

京都事件は、ベスト・ライナー事件、近畿生コン事件、加茂生コン事件の3つの事件（公訴事実4件）を併合した刑事事件である。関生支部のストライキ活動などを金銭目当ての企業恐喝行為に見立てるなどして、警察と検察が正当な労働組合活動を犯罪扱いして捜査、起訴したのがこの事件だった。

しかし、京都地裁判決は、関生支部が産業別・職業別労働組合であることや、生コン業界の構造と京都地域における労使関係の経緯を踏まえて、例えばベスト・ライナー事件については、関生支部がストライキを行った経緯と目的、その様子をきめ細かく事実認定した。その上でストライキは京都協組が申し入れた企業閉鎖に伴う解決金支払いと雇用補償要求という「労働問題についての協定内容の履行を求めるもの」であり、労働問題を解決するという目的以外の目的を主として行ったものであるとか、労務の不提供又は平和的な協力要請を超えるような態度での脅迫的な言動があったものではなかったとして、…検察官の主張を退けた。

判決はまた、「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の西欧な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるし、そうした意味で使用者がストライキを避けたいと考えることは当然の前提となっているといえる」との確立した労働法理に立脚したまっとうな判断を示した上で…「ストライキや力を背景に自らの要求に応じさせるスキームを確立していた」などとする検察官の主張を一蹴した。

京都地裁判決は、労働三権の持つ意義を改めて確認したものであり、われわれとしても自分たちの闘いの力としていかなければならない。

## 統一コミッティで春闘方針を確立

村田製作所で働くブラジル人労働者たちは、長時間労働にも耐え、一生懸命働いてきました。全国の最低賃金も51円アップしました。実質賃金を上げ、家族の生活を守るためにも、下記のとおりベースアップを要求します。





## 記

- 1, 一律時給100円のベースアップを要求します
- 2, 生産奨励金を現行の3万円から4万円にすることを要求します。

## スクラムユニオン・ひろしまの歩みから（4）

委員長 土屋信三

### Ⅲスクラムユニオンの発展と外国人労働者たちとの関わり

#### <ケース2>

ブラジル人労働者のNさんは、派遣会社E社に雇用されていた。E社では、有給休暇の取得を認めていなかった。病気や子どものことで休みを取ると欠勤扱いとされ、生活にも響く状況であった。スクラムユニオンに加入し



て、団体交渉を行おうとしたが、目の前で団体交渉要求書を破り捨て、投げつけてくる始末であった。E社社長は「外国人には日本の法律は適用されない」などと普段から主張しているような奴であった。

やむなく、広島県労働委員会にあっせん申請を行い、誠実に団交を行うことを確認させた。すると、それからわずか1週間後に、Nさんに雇止めを通告してきたのである。これはスクラムユニオンへの敵対と同時に、E社に所属する他のブラジル人労働者への見せしめであった。社長は、「ユニオンなんか力もないし、少しも怖くはない。土屋を2号線の電信柱にぶら下げてやる」と豪語し、ブラジル人労働者を威圧した。さらに「組合活動に関わった奴は1か月以内に解雇する」と脅した。

スクラムユニオンは徹底して闘うことを宣言し、県労委への不当労救済申立、不当解雇の撤回に向け、地位保全の仮処分裁判を提訴した。結果はいともあっけないものであった。裁判が始まるとともに、E社

は解雇を撤回し、解雇期間中の給料相当分と慰謝料を支払い、新たな派遣先を紹介することで終わった。

有給休暇を取ることでだけでも、解雇を覚悟しなければできなかったという状況を思い浮かべて欲しい。この話をある公務員組合の幹部に話した時、「えっ！そんなことがあるんですか？」と驚かれたことをいまでも思い出す。組織された労働者、労働組合が、こうした状況を認識し、どのように連帯行動を取るのかが問われている。

### ＜ケース3＞ 妊娠したら解雇されたブラジル人労働者

妊娠したために解雇された女性労働者から相談を受けたことがあった。派遣会社の言い分は、「入社する時に、妊娠したら辞めてもらうと事前に言っている」「派遣先企業で工作中、流産でもされたら補償だの何だの大変になるから辞めてもらうしかない」「派遣先企業からも、人を入れ替えるよう言われている」といったものであった。派遣先企業は鉄工所で、寒風が吹きすさぶ中での立ち仕事をやらせていた。工場の責任者は「彼女がすべて転んだりして、流産でもした時、ユニオンさんが責任とってくれるのか」などと言い放ち、「そうなる前に人を入れ替えて欲しいと言ったのが、どこが悪い」と居直る始末だった。派遣会社に、他で軽作業で働けるところはないのかと聞いても、「妊娠している労働者を雇い入れるようなところはありませんよ」といった返事をしてくるだけだった。この時は、解雇予告手当の支給と会社都合解雇の離職票の発行、再度働けるようになった場合の再雇用などを確認させて終わったが、女性の派遣労働者が妊娠しただけで解雇されるという非人道的な慣習はいまなお残っている。

## 闘 争 短 信

### 第一運輸の組合員いじめ、パワハラを許すな！

1月26日、第一運輸本社に対して、以下の文書を送りつけた。

#### 「通知書」を撤回し、杉山を懲戒処分にせよ！

1月11日、「組合員Mさんへの1月10日付「通知書」に反論する」と題して、通知書の内容に明確に反論している。それから二週間以上経つというのに、会社からは何らの返事も回答もない。事実確認にもそんなに時間がかかるはずはない。まずもって、通知書を撤回し、Mさんに対して謝罪するべきであろう。その上で、杉山を懲戒処分するべきである。

そもそも今回の事態を引き起こしたのは杉山である。杉山は本社に虚偽の報告を行い、Mさんを二重、三重に追い込んだ。杉山は、Mさんが1月6日以降欠勤することを疑いもなく知ることができた。前回は指摘したように、Mさんのおくさんは2024年12月26日に事務員さんに、出勤できるような状況ではないことを伝えている。年が明けての1月6日にもしばらく欠勤することを伝えている。事務員さんはそのことを責任者に伝え、ホワイトボードにも記録している。しかも傷病手当の請求用紙を送り

届けることまで話している。

ところが、杉山は事実を知らぬふりをして、のこのこと M さんの自宅まで押しかけたのである。これが人を死のうとするまで追い込んだ奴のやることか！そして、M さんの父親から瀬野川病院を 2 日で退院したこと、名古屋に行っていることを聞き出し、あたかも M さんが大したこともないのに仮病を使って休んでいるかのようにでっち上げたのである。その結果が本社からの「通知書」の内容である。

社長名で出した「通知書」の内容が今でも正しいと思っているのか？！M さんは無断欠勤であり、就業規則に違反しているのか？「本書面でもって出勤せよ」と今でも言うつもりなのか？社長は団交の席上、私は運転手さんたちを大事に扱うつもりですと述べた。その内容が、この仕打ちなのか！

すみやかに会社としての判断と回答を求め。

以上

ところが、これに対して会社からは明確な回答もなく、2月4日、やむなく団体交渉を申し入れた。議題は、以下の2点であった。

- 1、M 組合員の自死未遂に係わる一連の問題について
- 2、「通知書」の撤回と謝罪について

すると、廣石部長から団交には応じるが、団交の開催場所を本社のある東京か、中間点である大阪か京都で行うよう言ってきた。きわめて古典的なやり方であるが、事実上の団交拒否、あるいは組合並びに組合員に多大な財政的、時間的負担を負わせることで団交に参加できなくすることを狙ってきた。スクラムユニオンは、こうした挑戦には受けて立つつもりである。

## 日 東 電 工 抗 議 行 動 報 告

広島では1月27日（月）の全国一斉行動に続いて、2月28日（金）の正午から一時間、日東電工広島



支店のある第一生命ビル建物の前の歩道にて、14 人が結集して小雨の中、街頭宣伝活動を行った。前日には、この第一生命ビルに入っている企業の全ての 38 社に対して、要請行動の通知としてビラ入れをした。

この日の行動には「スクラムユニオン・ひろしま」の組合員も組合旗を持って結集してくれた。様々な立場から 4 人の弁士が広島の地で、韓国オプティカルハイテック労組支援



をすることの意義について、日韓労働者の国境を越えた連帯闘争の意義について熱くアピールした。また、二人の女性は、『岩のように』という歌を口ずさみ、ダンスを披露した。反応は上々で、ビラの受け取りもよかった。

毎月、この場で争議解決のその日まで取り組むことを訴えて終了した。ビルの管理会社・警備労働者も、この日は一言も文句を言って来ず、見守るだけであった。次回は3月28日(金)を予定している。  
(久野成章)

## 調査ならびに審問を拒否するメインストリーム

2月27日、広島県労働委員会において、第5回調査と第1回審問が行われた。被申立人であるメインストリームは調査にも審問にも出頭しなかった。県労委が期日を通知し、出頭を要請したにもかかわらず出頭しなかった。メインストリームは、県労委における不当労の審議に対して、とことん拒否の姿勢を示したのである。

当日、第5回調査において、土屋委員長を人証として採用し、尋問時間を20分とした。これで、鍵山証人とともに当事者として土屋委員長を尋問することとなった。さらに県労委から審査計画が示され、主な争点が「令和6年5月30日付の団体交渉要求に対する被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するか」に絞られた。

第5回調査に引き続いて、第1回審問が開かれ、まず鍵山証人に対する証人尋問が行われた。主尋問は土屋委員長が行った。

鍵山さんは初めての証人尋問で、緊張しながらも的確に証言していた。話が日谷部長のパワハラのことと及ぶと涙を浮かべながら、しかし、しっかりと事実を述べた。疥癬の元凶と誹謗されたこと、裸の写真を撮られそうになったこと、介護から外されて掃除ばかりやらされたことなどをはっきりと証言した。また、不当労の事実である団体交渉にメインストリームが来なかったことについても指摘した。団交当日、メインストリームの交渉窓口であった武田氏が時間になっても現れず、土屋委員長が電話をしたとき、まだ事業所において「団交に来ないんだ」とあきれ果てたことなども証言した。

続いて、土屋委員長の当事者尋問が行われた。主尋問は土屋みどり書記長が行った。団体交渉を行うまでの過程は土屋委員長と武田氏との間で行われており、それも電話でのやり取りが主であった。電話のやりとりは録音されておらず、簡単なメモは残されているものの土屋委員長の記憶に頼る以外には事実を明らかにすることはできなかった。そのため、県労委からも土屋委員長の当事者尋問は重視されていた。土屋委員長は、武田氏との電話の中で、団交期日の確認があったことを述べた。それが鍵山さんのノートを送付した後に曖昧化され、確認したわけではないと覆されたこと。さらに団交当日、会場である組合事務所に現れなかったことなどを時系列的に明らかにしていた。そして、この団交拒否は、地域ユニオンの存立を脅かすものであり、労働三権の重要性を損なう暴挙であることを指弾した。

## 福岡市で判決 乳児死体遺棄事件 福岡放送より

死産した赤ちゃんの遺体をゴミ箱に捨てたとされる、ベトナム人技能実習生の女に有罪判決が下された。ベトナム人技能実習生、グエットさんは2024年2月、福岡市のアパートで、死産した男の子の赤ちゃんの遺体をポリ袋に入れゴミ箱に捨てた罪に問われた。これまで、グエットさんは「技能実習生という立場で妊娠を打ち明けられず、“孤立出産”に追い込まれたことに問題がある」と訴えた上で「遺体を一時的に保管して、あとで取り出そうと考えていた」と無罪を主張してきた。

福岡地方裁判所は3月7日、「遺体を丁重に扱い、尊崇の念を持って弔うこととはかけ離れた行為と言わざるを得ない」と指摘した。一方で、「妊娠したら帰国を余儀なくされるのではないかと考え、周囲に相談できないまま出産に至ったことは同情できる」として、懲役1年6か月、執行猶予3年の判決を言い渡した。裁判後、弁護士と支援者が開いた報告集会で、グエット被告は改めて無罪を訴えた。

「私は子どもの遺体を捨てたり隠したりしていません。私自身と、孤立出産する外国人女性や日本人女性のために頑張ります。」グエット被告は控訴する方針だという。

死産した乳児をゴミ箱に入れたとする彼女の行為には、疑問符はつく。しかし、本人しか知りえない事情もあろう。親身になってくれるパートナーがいたのを考えると救える命だったのではないかと悔やまれる。妊娠＝帰国させられると思こませる制度の問題点について、もっと議論してもらいたいものだ。

### スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

2月の報告 (一部抜粋)	3月の予定 (一部抜粋)
1日 ゆうシャインプラス労働組合総会	1日 実習生ネット全体会
2日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	2日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
4/5日 出雲労働相談・フジアルテ事務折衝	3日 解放同盟総会・講演会
6日 未永水産団交	6日 GL団交、県労協幹事会
8日 統一コミッティ (出雲)	8日 出雲労働相談
10日 YAMATO団交、労働相談	11日 3.11集会
11/12日 出雲労働相談	14日 ユニオンネット事務局会議
15/16日 西日本春闘討論集会 (徳島)	17日 アバンセ、フジアルテ春闘要求提出
18/19日 出雲労働相談、実習生ネット	21日 実習生ネット
20日 HB協同組合団交、GL分会	23日 NPO事務局会議
22日 メーデー実行委員会、ユニオンネット全国総会	24日 メーデー実行委員会
25/26日 出雲労働相談、統一コミッティ	27日 県労委結審 (メインストリーム)
28日 日東電工抗議行動 他	28日 建設国賠訴訟提起 他